

御注意 1期の資本金の額若しくは出資金の額が五億円以上である法人のうち、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、この表の上段の「非中小法人等」を○で囲みます。
①資本の額若しくは出資金の額が五億円以上である法人による完全子会社關係がある法人に該当する場合には、この表の上段の「非中小法人等」を○で囲みます。
②受託法第4条の規定による受託法人(2)に該当する場合は、「受託法人」といって記載します。
③(30)から(32)までの各種は、期末の資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人、資本若しくは出資を有しない法人、一般団法人等又は人格のない社団等(1)に該当する場合は除きます。」に該当する場合に記載します。

平成 年 月 日

事業年度分の

申告書

平成 年 月

中間申告の場合 平成 年 月 日
の 計 算 期 間 平成 年 月 日

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有